

## 会長声明が 発出されるまで

これまで各年度において多数の会長声明、会長談話（以下「会長声明等」といいます）が発出されており、今年度もこれまで16本の会長声明等を発出いたしました（9月15日時点）。

今回は会長声明等が発出されるまでについて、ご紹介いたします。

**1** 現在、会長声明等の発出は、「本会の見解等公表に関する運用基準」（2020年2月12日制定）に基づいて行われています。

これは、「会長の名で本会の見解又は姿勢」を公表する基準であり（1条）、内容は理事者会で決定するものとし（3条）、公表する場合として、①本会が取り組んできた人権問題、司法問題又は弁護士業務問題に関する重要な政策若しくは方針に関し、新たな事象が発生して早急に本会の見解等を公にする必要がある場合、②過去に発表した本会の見解等に関連する事象が発生した場合で、改めて本会の見解等を明らかにする必要がある場合、③その他、基本的人権の擁護及び社会正義の実現の観点から、本会が社会に対して啓発又はアピールすべき事項がある場合等が定められています（5条）。

**2** 会長声明等を発出する具体的な場合は、概ね以下の3通りがあります。

- (1) 委員会が会長声明等の発出を提案して、理事者会に付議される場合
- (2) 毎年、会長声明等を発出していることが多い場合
- (3) 理事者会が主導して会長声明を発出する場合

このうち、(1)の場合は、委員会が原案を作成して、理事者会で内容を検討し、委員会とも協議し、必要と思われる修正をして、最終的な内容を決定すること

副会長 河井 匡秀（49期）

主な担当業務：人権、刑事弁護、刑事法、刑事拘禁、憲法、高齢者・障害者、子ども、裁判員、法廷、法教育等



になります。

(2)の場合は、憲法記念日（5月3日）、沖縄の慰霊の日（6月23日）、広島・長崎の原爆の日（8月6日、9日）、終戦の日（8月15日）等があります。それぞれの関連委員会に原案を作成してもらい、理事者会で内容を検討し、最終的な内容を決定しています。

(3)の場合は、重大な事件、事象等が発生した際に、理事者会において、すみやかに会長声明を発出すべきと考えた場合です。この場合は、担当理事者が原案を起案し、理事者会で検討し、最終的な内容を決定します。

いずれの場合にも、発出の最終段階で、担当課の職員が、誤字脱字、言葉遣い、従前の表現方法との整合性等をチェックして、形式面を整えます。そして、会長、担当理事者が最終的な内容を確認した上で、発出の手続に入ることになります。

このように会長声明等は、委員会、担当理事者、理事者会、会長、職員等により、様々な観点から検討、修正、確認等がなされ、発出に至ります。

**3** 今年度は8月2日に、「安倍晋三元内閣総理大臣の『国葬』に反対し、撤回を求める会長声明」を発出しました。憲法問題対策センターから発出の提案があり、理事者会で慎重に検討し、同センターの原案を修正した上で、伊井会長のリーダーシップのもと、発出することになったものです。

この会長声明については、一般市民からの抗議の電話等もありましたが、それ以上に、支持、激励する電話等もいただきました。また、多数のマスコミにも取り上げられ、ツイッターでは1万2000以上の「いいね」が付きまして。東京弁護士会の活動として、非常に意義があるものだったと思っています。